

# 臓器移植対策の現状について

# 目次

I. 臓器移植対策の経緯	3
II. 臓器移植法等の概要	5
III. 臓器移植の実施状況	11
IV. 医療提供体制について	21
V. 国民への普及啓発	32
VI. ドナー家族支援の体制等	38
VII. 研究事業	42

# I 臓器移植対策の経緯

- 臨時脳死及び臓器移植調査会（脳死臨調）が取りまとめた答申を踏まえ、平成4年1月以降、関係省庁等において臓器移植に係る法整備や政策論について議論が行われた。
- それを踏まえ、平成8年12月に「臓器の移植に関する法律案」が国会に提出され、平成9年6月に成立、同年10月に施行された。
- また、①親族に対する優先提供のほか、②本人が生存中に書面による意思表示がないときも家族・遺族の書面承諾により提供が可能であることや③家族の書面承諾により15歳未満から臓器提供が可能であることを盛り込んだ改正臓器移植法が平成21年7月に成立、平成22年7月に施行された。

昭和33年		角膜移植に関する法律 ・心停止後臓器提供が、遺族の書面承諾があるとき又は遺族がないときに可能
昭和54年		角膜及び腎臓の移植に関する法律 ・心停止後臓器提供が、遺族の書面承諾があるとき又は本人の生存中の書面承諾があり、遺族が拒否しない（遺族がない）ときに可能
平成2年		臨時脳死及び臓器移植調査会（脳死臨調）を総理府に設置 ※内閣府総理大臣の諮問機関として設置 ・脳死及び臓器移植に係る社会情勢の変化に鑑み、臓器移植分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため設置 ・約2年間にわたり、計33回の定例会議のほか、3回の国内視察、3回の海外調査、2回の意識調査、6回の公聴会を実施
平成4年	1月	脳死臨調が答申「脳死及び臓器移植に関する重要事項について」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出 ・「臓器移植は、法律がなければ実施できない性質のものではないが、腎臓に加えて心臓、肝臓等の移植を行っていくためには、包括的な臓器移植法（仮称）を制定することにより、臓器移植関係の法制の整備を図ることが望ましい」 <政府> ・内閣府、警察庁、法務省、文部省及び厚生省から構成される関係省庁会議課長等会議が「脳死を人の死」とした場合の法律上の影響等について議論 ・専門家から構成される臓器提供手続に関するWGが「脳死体からの場合の臓器摘出の承諾等に係る手続きについての指針骨子（案）」を取りまとめた <国会> ・生命倫理研究議員連盟（超党派）が、立法化に向けた問題点の整理を行い、法に関する基本的考え方や盛り込むべき事項を取りまとめ <学会> ・平成4年4月に「移植関係学会合同委員会」設置
平成8年	12月11日	第139回国会に「臓器の移植に関する法律案」を提出
平成9年	6月17日	「臓器の移植に関する法律」成立（平成9年法律第104号）
平成20年	5月2日	イスタンブール宣言（臓器売買・移植ツーリズムの禁止）
平成21年	7月13日	改正臓器移植法成立 （平成21年7月17日公布、平成22年7月17日施行（親族への優先提供に係る規定については平成22年1月17日施行））

## Ⅱ 臓器移植制度の概要

# 臓器の移植に関する法律（臓器移植法）（平成9年法律第104号）

## 法目的

臓器（※1）の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器移植（※2）に使用される臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資すること（第1条）。

※1 臓器：人の心臓、肺、肝臓、腎臓その他厚生労働省令で定める内臓及び眼球（第5条）

※2 臓器移植：臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術のこと。

## 概要

### （1）基本理念（第2条）

①臓器移植に関する意思の尊重、②臓器提供の任意性の担保、③適切な移植の原則、④機会の公平性

### （2）国及び地方公共団体の責務（第3条）、医師の責務（第4条）

- ・国及び地方公共団体：国民への普及啓発の責務
- ・医師：診療上必要な注意を払うとともに、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行う責務

### （3）臓器の摘出に関する事項（第6～10条）

医師は、以下に該当する場合、臓器を死体（脳死（※）した者の身体を含む。）から摘出することができる。

- ①死亡した者が生存中に臓器提供する意思を書面により表示している場合であって、遺族が反対しないとき。
- ②死亡した者が生存中に臓器提供しない意思を書面により表示していない場合であって、遺族が臓器提供に承諾しているとき。

※脳死：脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ること。

### （4）臓器売買の禁止（第11条）

※違反した場合は5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれを併科する（第20条）

### （5）臓器あっせん業の許可（第12～17条）

業として臓器を提供すること又はその提供を受けることのアっせんをしようとする者は、臓器ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

※令和2年度末現在、日本臓器移植ネットワーク（JOT）と複数のアイバンクが許可を受けている。

### （6）移植医療に関する普及啓発（第17条の2）

国及び自治体は、国民の移植医療に対する理解を深めるため、運転免許証等を用いて臓器提供の意思表示ができること等について、普及啓発に取り組む。

## 施行期日等

公布：平成9年7月16日、施行：平成9年10月16日

（一部改正） 公布：平成21年7月17日、施行：平成22年1月17日（一部）、平成22年7月17日（全部）

# 臓器の移植に関する法律施行規則（平成9年厚生省令第78号）

脳死判定基準、医師が作成すべき記録など臓器移植法により委任を受けた事項について定めたもの。

- 第1条（内臓の範囲）
- 第2条（判定）
- 第3条（判定が的確に行われたことを証する書面）
- 第4条（使用されなかった部分の臓器の処理）
- 第5条（判定に関する記録）
- 第6条（臓器の摘出に関する記録）
- 第7条（摘出した臓器を使用した移植術に関する記録）
- 第8条～第10条（記録の閲覧）
- 第11条（業として行う臓器のあっせんの許可の申請）
- 第12条（申請事項の変更の届出）
- 第12条の2（フレキシブルディスクによる手続）
- 第12条の3（フレキシブルディスクの構造）
- 第12条の4（フレキシブルディスクへの記録方式）
- 第12条の5（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
- 第13条～第14条（臓器のあっせんの帳簿）
- 第15条（移植術に使用されなかった臓器の記録等）
- 第16条（移植術に関する説明の記録）

# 臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（平成9年健医発第1329号）

意思表示可能な年齢、臓器提供施設に関する事項など、運用上必要となる重要事項について定めたもの。

- 第1 臓器移植に係る意思表示等に関する事項
- 第2 親族への優先提供の意思表示等に関する事項
  - 1 親族の範囲
  - 2 意思表示の方法
  - 3 親族関係等の確認
  - 4 留意事項
- 第3 遺族及び家族の範囲に関する事項
  - 1 臓器の摘出の承諾に関して法に規定する「遺族」の範囲
  - 2 脳死の判定を行うことの承諾に関して法に規定する「家族」の範囲
- 第4 臓器提供施設に関する事項
- 第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項
  - 1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制
  - 2 虐待が行われた疑いの有無の確認について
  - 3 臓器提供を行う場合の対応
- 第6 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項
  - 1 主治医等
  - 2 コーディネーター
  - 3 脳死を判定する医師
- 第7 脳死下での臓器移植にかかわらない一般の脳死判定に関する事項
- 第8 臓器摘出に係る脳死判定に関する事項
  - 1 脳死判定の方法
  - 2 脳死の判定以後に本人の書面による意思が確認された場合の取扱い
  - 3 診療録への記載
- 第9 死亡時刻に関する事項
- 第10 臓器摘出に至らなかった場合の脳死判定の取扱いに関する事項
- 第11 移植施設に関する事項
- 第12 死体からの臓器移植の取扱いに関するその他の事項
  - 1 公平・公正な臓器移植の実施
  - 2 法令に規定されていない臓器の取扱い
  - 3 個人情報保護
  - 4 摘出記録の保存
  - 5 検視等
- 第13 生体からの臓器移植の取扱いに関する事項
- 第14 組織移植の取扱いに関する事項

# 臓器移植の実施体制について

- ① 患者が臓器提供者となり得る状態となる
- ② 主治医より患者家族に病状説明
- ③ 患者家族が臓器提供について話を聞くことを希望

- ⑥ 患者家族の意思の確認
- ⑦ 法的脳死判定（2回）

臓器提供施設

④ 患者家族への説明依頼

- ⑧ メディカルコンサルタント派遣
- ⑨ 臓器摘出チーム派遣

⑤ コーディネーターの派遣

⑩ 臓器摘出～搬送

⑪ 移植の実施

(公社) 日本臓器移植ネットワーク (※)



⑧ 移植待機者の中から臓器ごとに対象者を選択し連絡

(※) 眼球のあつせんを除き、我が国で許可されている唯一のあつせん機関。

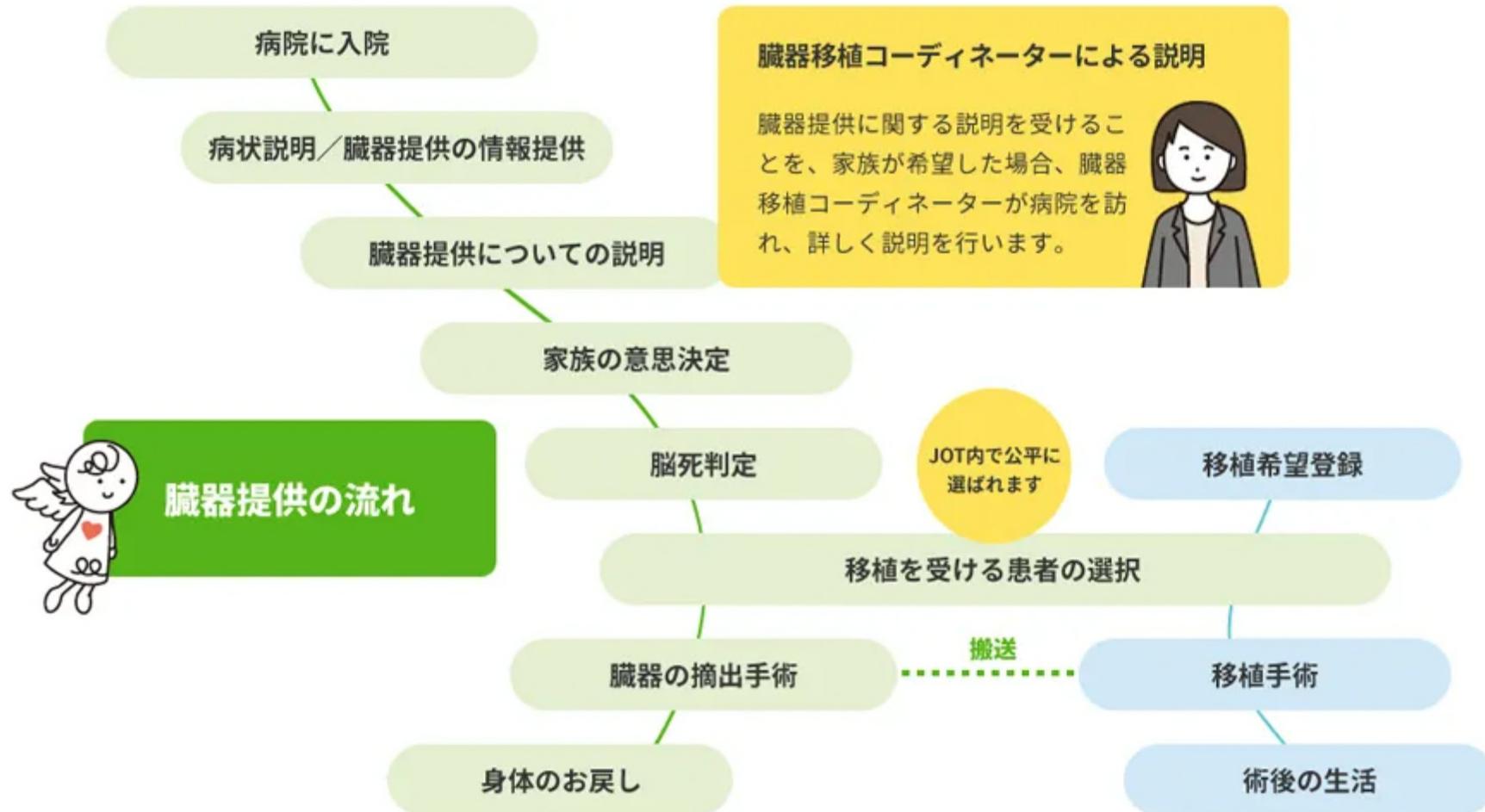
移植施設



(資料) 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針 (ガイドライン)  
(平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙) 等を元に作成。

# 臓器提供の流れ

患者が「脳死とされうる状態」で回復の可能性がなく救命が不可能と診断された場合に終末期医療の選択肢の1つとして脳死下臓器提供がある。家族が臓器提供に承諾した場合、日本臓器移植ネットワークで移植候補患者が公平・適切に選択され、臓器の摘出手術、移植手術が実施される。

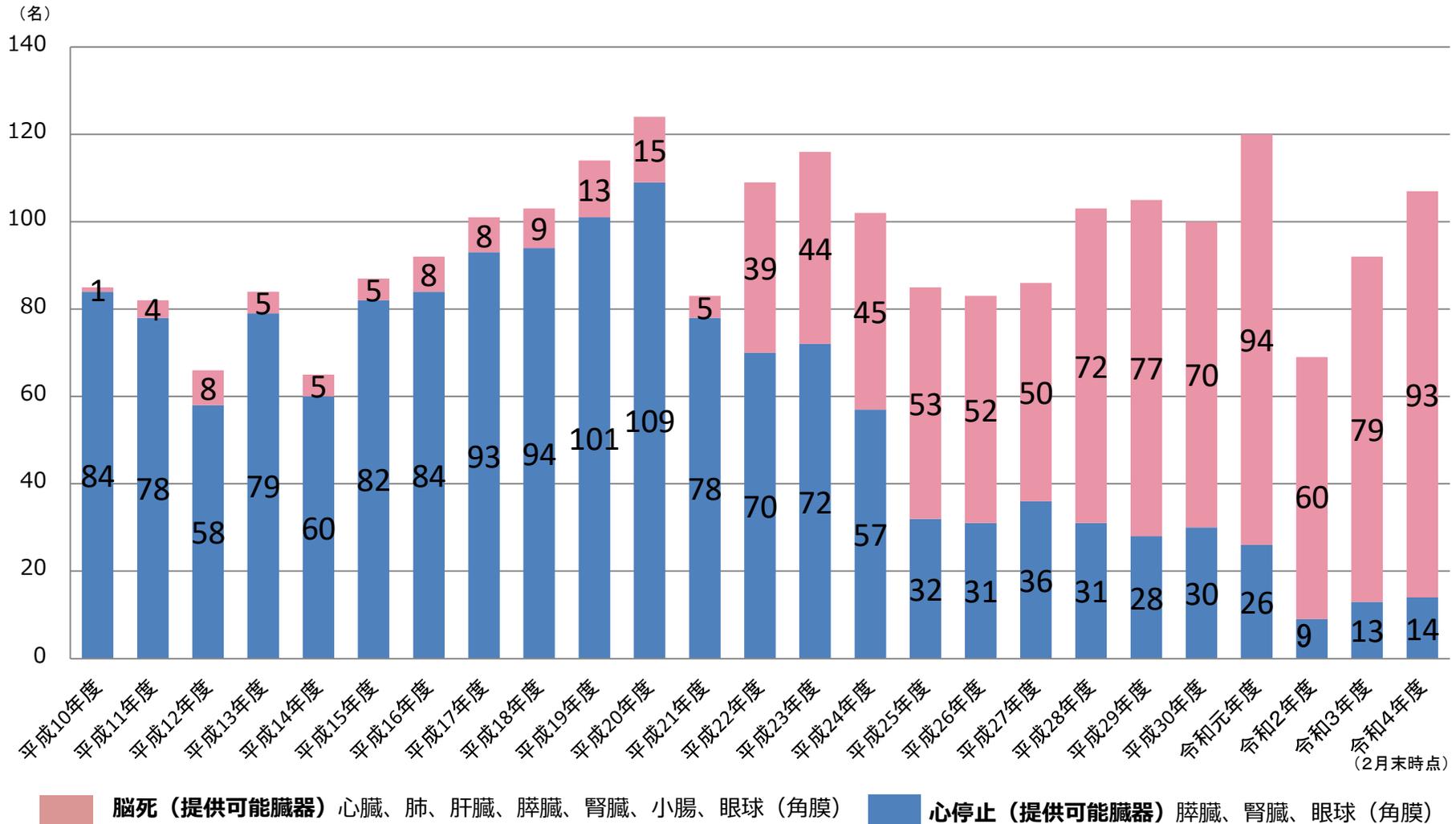


# Ⅲ 臓器移植の実施状況

# 臓器提供状況の推移について

令和5年1月は15例の脳死下臓器提供で、月間過去最高の臓器提供数であった。

## 臓器提供者数の推移 (令和5年2月末までに脳死下の臓器提供者は921名)

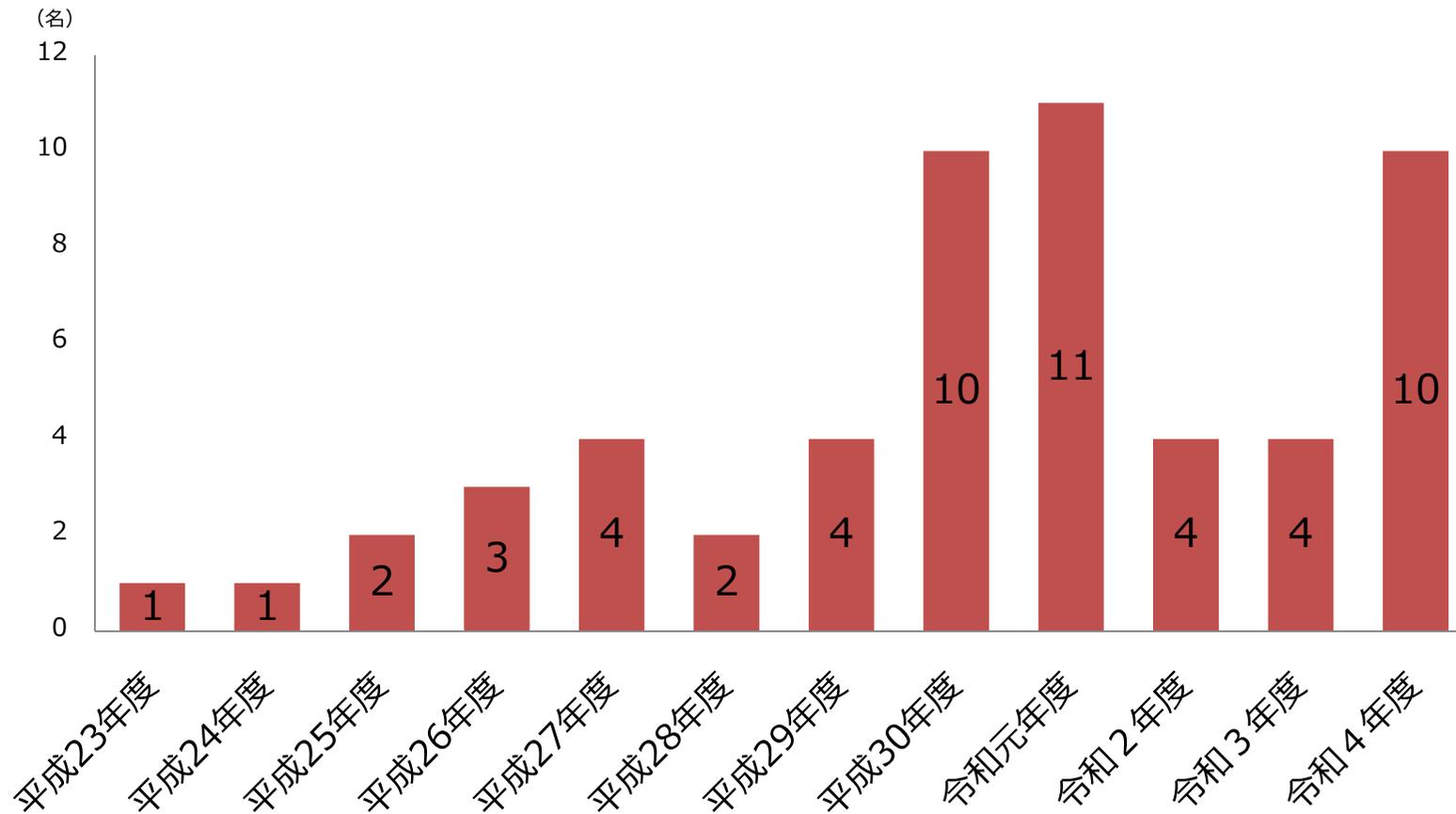


(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

## 15歳未満の脳死下での臓器提供者数

臓器移植法改正により15歳未満の脳死下での臓器提供が可能となった平成23年度以降、令和3年度までで累計46例であった。令和4年度は3月1日までに10例となり、新型コロナ発生前の水準とほぼ同等である。

### 15歳未満の臓器提供者数の推移



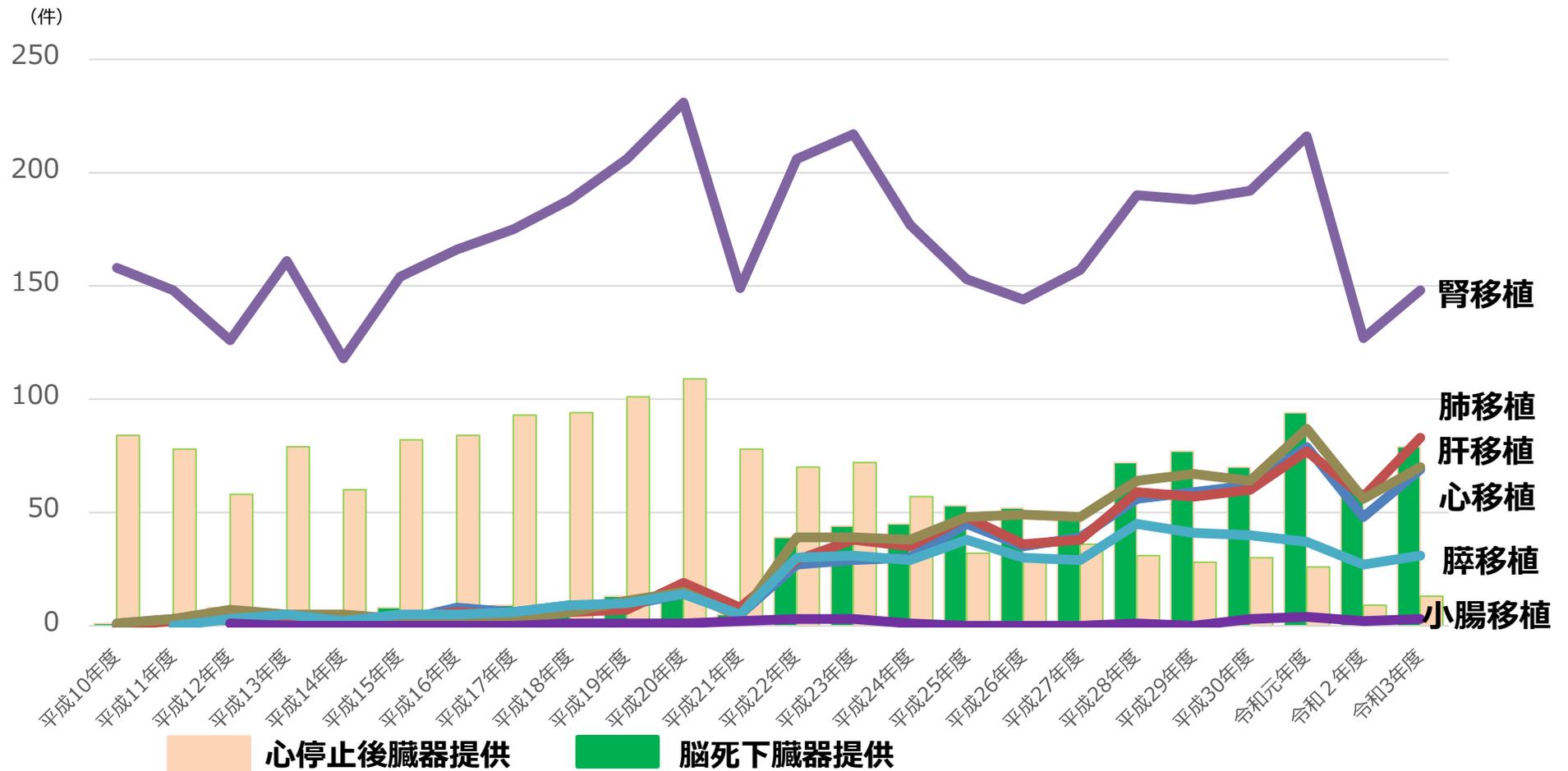
(※) 3月1日現在

(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

# 臓器提供・移植状況の推移について

近年、臓器移植件数は増加傾向にあったが、新型コロナが発生している状況下において、令和2年度の臓器移植件数は減少した。令和3年度は、医療提供体制の確保等により、新型コロナ前の水準に向けて回復してきている。

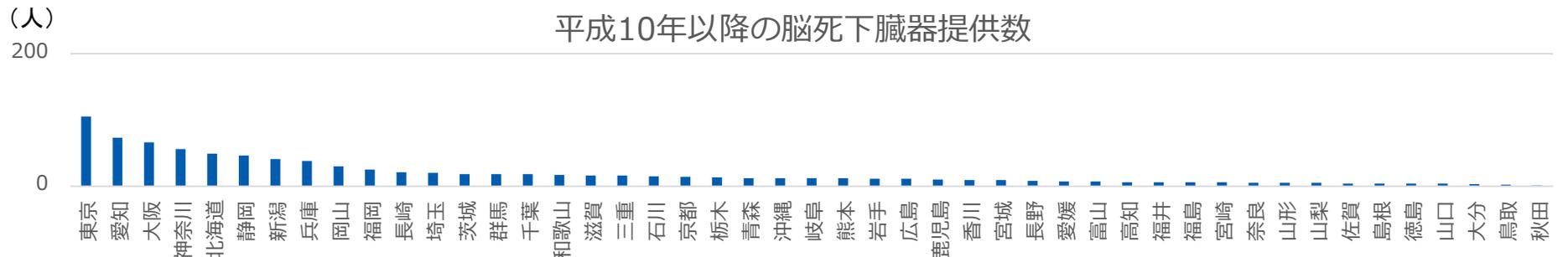
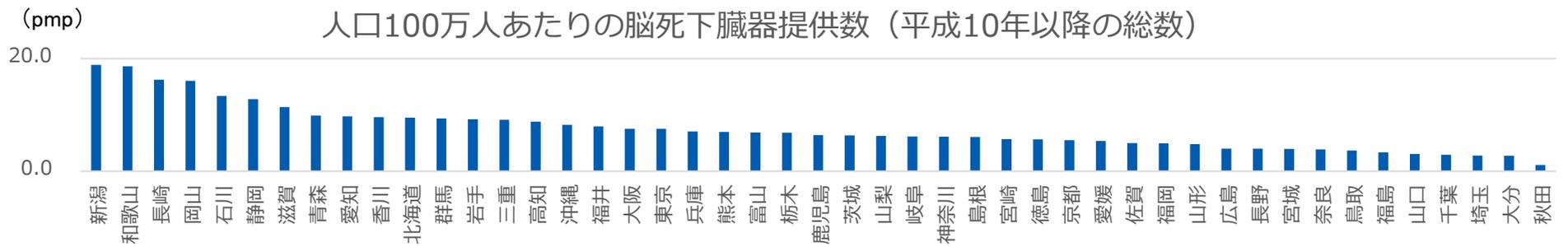
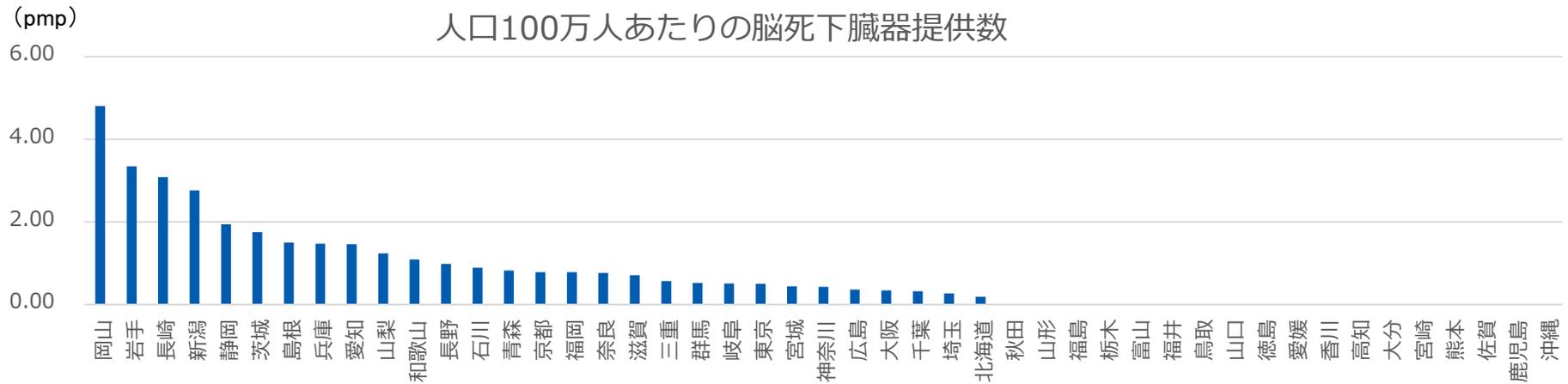
## 脳死下・心停止後臓器提供者数と各臓器の移植件数の推移



(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

# 各都道府県の臓器提供 (令和5年2月末時点)

「臓器の移植に関する法律」施行から25年が経過したが、各都道府県の臓器提供数において都道府県間の格差がみられる。



(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

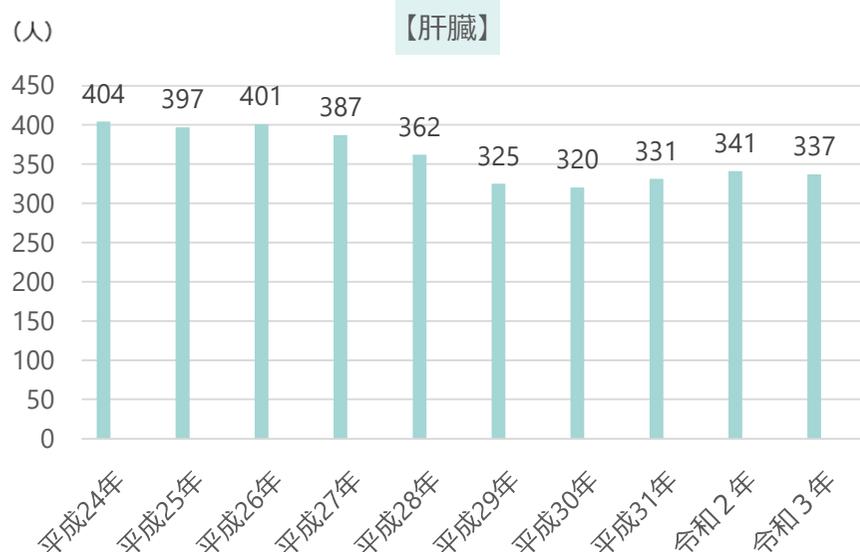
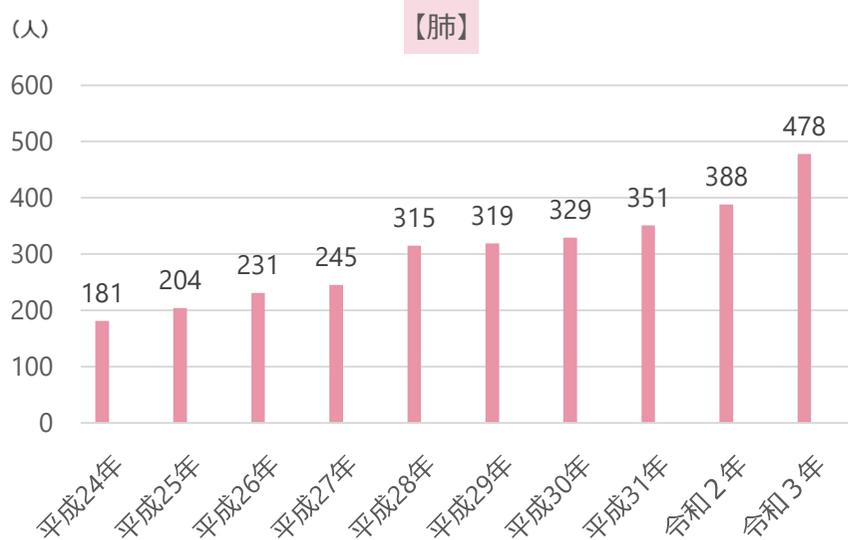
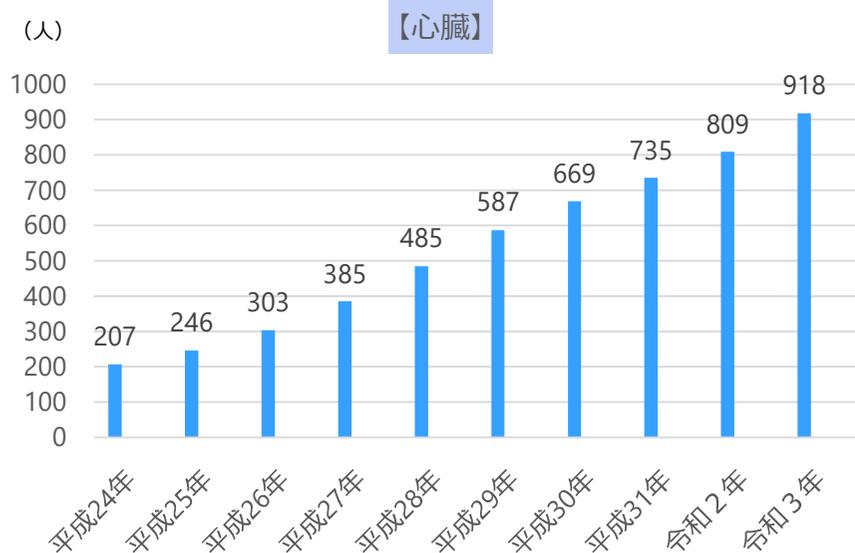
# 臓器ごとの提供者数・移植実施数

	心臓				肺				肝臓				腎臓				膵臓				小腸				眼球							
	提供者数		移植実施数		提供者数		移植実施数		提供者数		移植実施数		提供者数		移植実施数		提供者数		移植実施数		提供者数		移植実施数		提供者数		移植実施数					
	名	名	件	件	名	名	件	件	名	名	件	件	名	名	件	件	名	名	件	件	名	名	件	件	名	名	件	件	名	名	件	件
平成10年度	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	85	1	158	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,070	1	1,716	0
平成11年度	3	3	3	3	1	1	2	2	3	3	3	3	82	4	148	8	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	997	0	1,591	2
平成12年度	6	6	6	6	4	4	4	4	7	7	7	7	65	7	126	13	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	875	2	1,525	4
平成13年度	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	84	5	161	10	5	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	872	0	1,494	0
平成14年度	4	4	4	4	3	3	3	3	4	4	5	5	64	4	118	8	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	942	2	1,509	4
平成15年度	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	86	4	154	6	5	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	882	2	1,490	4
平成16年度	8	8	8	8	6	6	6	6	5	5	4	4	90	6	166	12	6	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	882	2	1,442	4
平成17年度	6	6	6	6	5	5	5	5	3	3	3	3	99	6	175	12	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	917	2	1,404	4
平成18年度	9	9	9	9	5	5	6	6	6	6	6	6	103	9	188	18	9	9	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	967	3	1,507	6
平成19年度	9	9	9	9	7	7	7	7	10	10	11	11	114	13	206	24	10	10	10	10	1	1	1	1	1	1	1	1	995	7	1,542	14
平成20年度	14	14	14	14	14	14	19	19	15	15	15	15	124	15	231	30	14	14	14	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1,010	8	1,634	15
平成21年度	5	5	5	5	5	5	8	8	4	4	4	4	83	5	149	10	5	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	962	3	1,627	6
平成22年度	27	27	27	27	22	22	29	29	36	36	39	39	108	38	206	75	31	31	30	30	3	3	3	3	3	3	3	3	1,082	15	1,677	30
平成23年度	29	29	29	29	31	31	38	38	36	36	39	39	115	43	217	85	31	31	31	31	3	3	3	3	3	3	3	3	1,019	21	1,591	37
平成24年度	30	30	30	30	31	31	35	35	36	36	38	38	97	40	177	79	29	29	29	29	1	1	1	1	1	1	1	1	939	18	1,456	30
平成25年度	45	45	45	45	37	37	48	48	44	44	48	48	80	48	153	94	38	38	38	38	0	0	0	0	0	0	0	0	927	23	1,476	45
平成26年度	35	35	35	35	30	30	36	36	45	45	49	49	78	47	144	92	30	29	30	29	0	0	0	0	0	0	0	0	880	24	1,419	41
平成27年度	39	39	39	39	32	32	38	38	44	44	48	48	82	46	157	89	29	29	29	29	0	0	0	0	0	0	0	0	857	20	1,367	39
平成28年度	56	56	56	56	51	51	59	59	59	59	64	64	97	66	190	132	45	45	45	45	1	1	1	1	1	1	1	1	828	28	1,312	54
平成29年度	59	59	59	59	46	46	57	57	64	64	67	67	96	68	188	135	42	42	41	41	0	0	0	0	0	0	0	0	869	35	1,395	64
平成30年度	62	62	62	62	48	48	60	60	61	61	64	64	99	69	192	135	40	40	40	40	3	3	3	3	3	3	3	3	720	26	1,155	48
令和元年度	80	80	79	79	62	62	77	77	81	81	87	87	111	85	216	166	37	37	37	37	4	4	4	4	4	4	4	4	725	39	1,207	74
令和2年度	48	48	48	48	47	47	57	57	50	50	56	56	65	56	127	110	28	28	27	27	2	2	2	2	2	2	2	2	446	31	915	60
令和3年度	69	69	69	69	63	63	83	83	66	66	148	128	79	66	148	128	31	31	31	31	3	3	3	3	3	3	3	3	505	26	814	47

(注)心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の提供者数・移植実施数は(公社)日本臓器移植ネットワークが集計したものであり、眼球の提供者数・移植実施数は(公財)日本アイバンク協会が集計したものである。16

# 移植希望登録者数－心臓・肺・肝臓・腎臓－

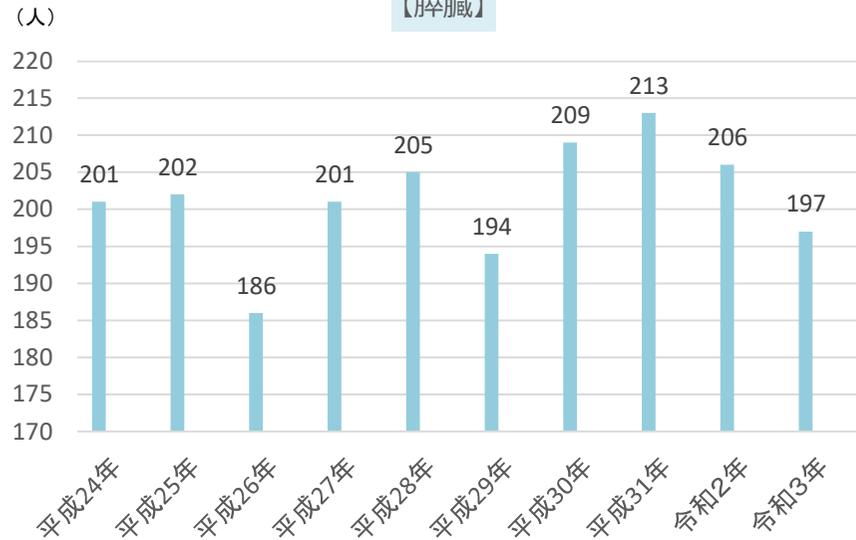
移植希望登録者数については増加傾向の臓器もあり、十分な臓器の確保ができていないことから、臓器移植数を増加させていく必要がある。



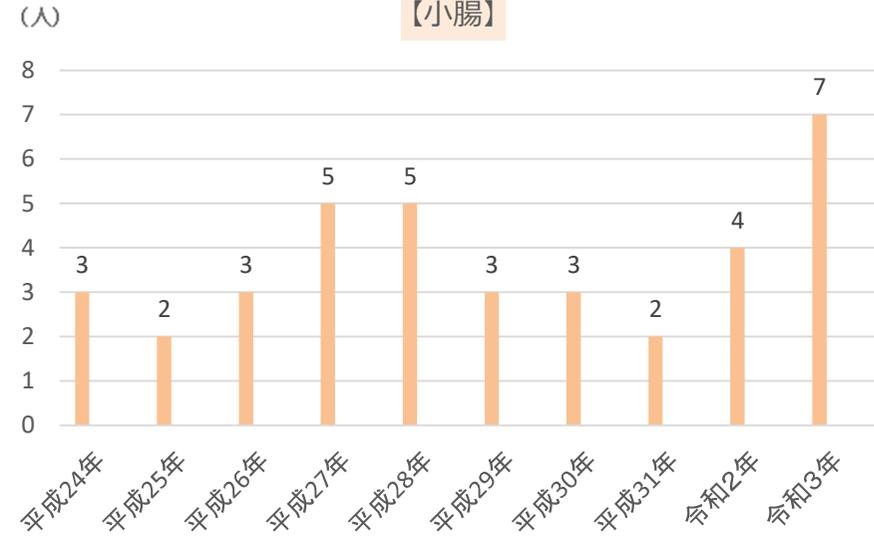
(資料) (公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工 (時点は全て3月末)

# 移植希望登録者数－臍臓・小腸・眼球－

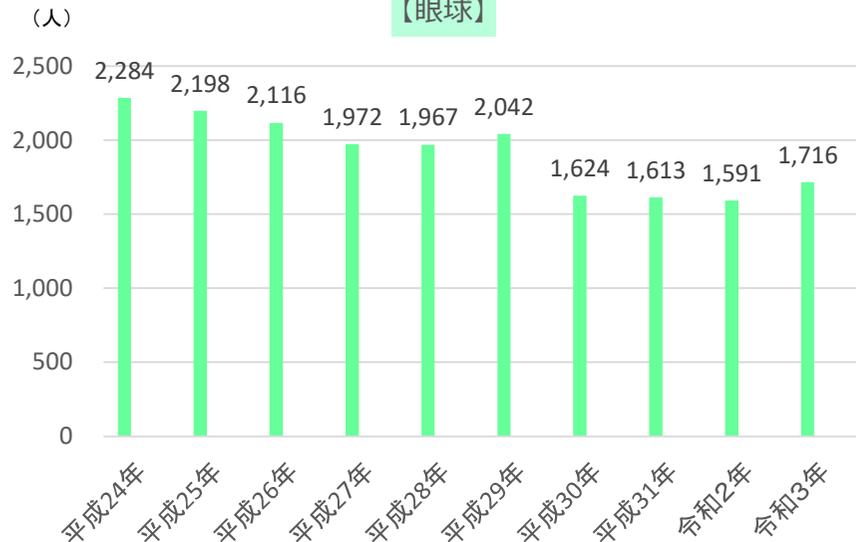
【臍臓】



【小腸】



【眼球】



(資料)

眼球以外は(公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

眼球は(公財)日本アイバンク協会が提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

(時点は全て3月末)

## 臓器移植後の生存率・生着率－心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸－ (令和4年3月末時点)

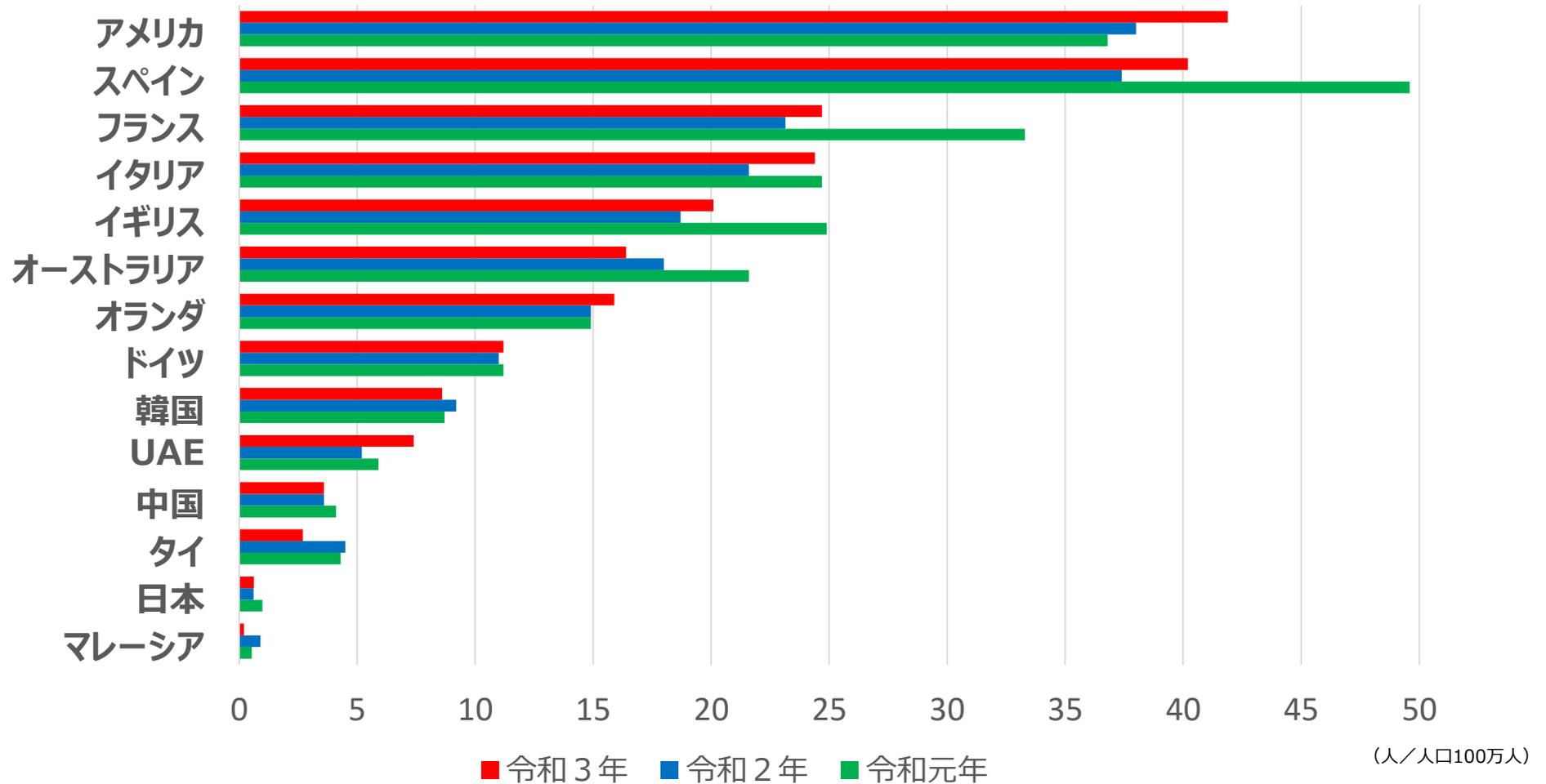
移植後5年で移植者が生存している割合は心臓、膵臓、腎臓で90%以上、肝臓は80%、肺、小腸は70%を超えている。

臓器	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	96.8%	95.7%	94.9%	93.9%	93.1%	96.8%	95.7%	94.9%	93.9%	93.1%
肺	90.8%	86.7%	82.8%	79.5%	74.4%	90.6%	86.4%	82.5%	78.5%	73.1%
肝臓	89.3%	86.9%	86.6%	84.9%	83.4%	88.6%	86.1%	85.8%	84.1%	82.6%
腎臓	96.6%	95.2%	93.9%	92.5%	91.2%	89.9%	87.1%	84.6%	81.7%	79.1%
膵臓	95.1%	94.3%	93.7%	93.0%	92.3%	85.2%	83.1%	80.3%	78.6%	77.0%
小腸	91.7%	77.6%	77.6%	77.6%	77.6%	91.7%	77.6%	77.6%	70.6%	70.6%

(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

# 各国の人口100万人当たりの臓器提供数

日本は欧米や他のアジア諸国と比べ、人口100万人当たりの脳死・心停止ドナー数が少ない。



(資料) International Registry of Donation and Transplantationの情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

# IV 医療提供体制について

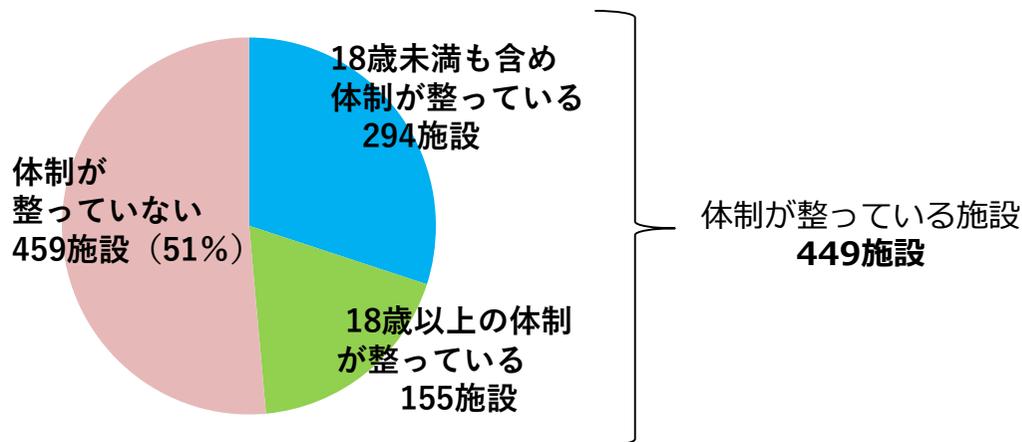
# 臓器提供施設の現状

令和4年3月31日現在、5類型施設のうち臓器提供施設としての必要な体制を整えている施設は449施設（令和3年3月31日：436施設）、さらに18歳未満の者の身体からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている施設は294施設（令和3年3月31日：288施設）となっており、移植医療を行うことができる体制の整備が進められている。5類型施設の約半数が脳死下の臓器提供施設として必要な体制を整備済みだが、一方で臓器提供を一度も経験したことがない施設が約6割存在する。

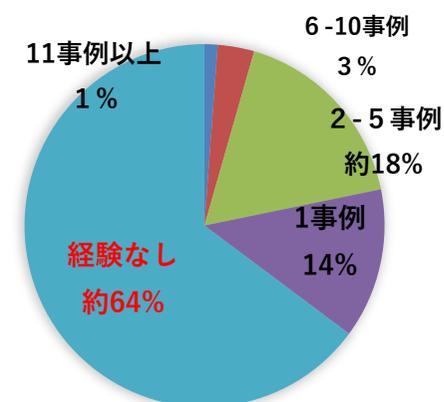
## 【5類型該当施設（令和4年3月31日）】

合計	大学附属病院	日本救急医学会 指導医指定施設	日本脳神経外科学会 基幹施設 又は連携施設	救命救急 センター	日本小児総合 医療施設協議会 の会員施設
908	150	149	565	285	39

### 5類型施設のうち、脳死下での臓器提供体制を整えている施設数



### 臓器提供経験数の内訳（平成10年～）



# 厚生労働省の対応 (小児の臓器提供における虐待事例を除外する手順の明確化)

改正臓器移植法附則第5項において、虐待を受けた児童から臓器が提供されないようにするとされているが、ガイドラインにおいて、虐待が行われた疑いがある児童からの臓器の摘出は行わないこととされている。このため、児童からの臓器提供については、死亡の状況等から虐待の可能性が低いと判断されているにもかかわらず、完全にそれが否定できないことをもって、臓器の摘出が見送られる事例が生じているのが現状である。

医療現場

積極的に虐待を疑わなかった症例でも、**虐待の疑いが完全に否定できない**として、**臓器提供を見合わせる**事例が生じている。

## ○ 方針

### 臓器移植委員会における意見

- ・ガイドラインの記載によって現場の消極的な運用を招いていると考えられるため、適切な記載に改めるべき。
- ・院内の虐待防止委員会が通告を行わないと判断した場合は、虐待を疑わないと判断される。

### 意見に対する方針

- ・ガイドラインの記載を「虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わない」から、「**児童虐待防止法に基づく通告を行わない場合は、臓器の摘出を行って差し支えない。**」と修正する。

現状

虐待を完全には否定できない



臓器提供を行わない



ガイドライン改正

虐待を疑い児童相談所に通告する

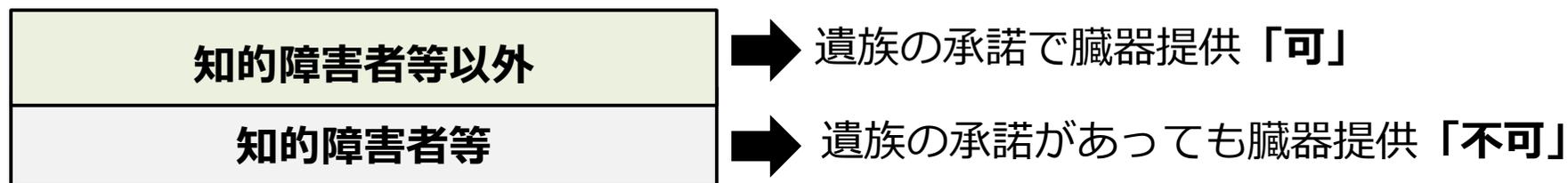


臓器提供を行わない

## 厚生労働省の対応 (知的障害者等における臓器提供の意思表示の取扱の明確化)

臓器を提供する旨の書面による意思表示については、民法に規定する遺言可能年齢等を参考にして、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱っている。意思表示が有効なものとして取り扱われない15歳未満の者のうち、知的障害等を持たない者については、遺族が書面により承諾しているときは臓器提供を行うことが可能であるが、知的障害者等については、たとえ遺族が臓器提供を希望したとしても、臓器提供を行うことができないという不整合が生じている。

### 15歳未満の小児



### ○ 臓器移植委員会における意見と方針案

#### 臓器移植委員会の意見

ガイドラインを改正し、15歳未満の知的障害者等について、遺族の書面による承諾により臓器提供を可能とすべき。

#### ガイドライン改正

15歳未満の知的障害者等について、知的障害等がない者と同様に、遺族の書面による承諾により臓器提供が可能となるようガイドラインを改正。

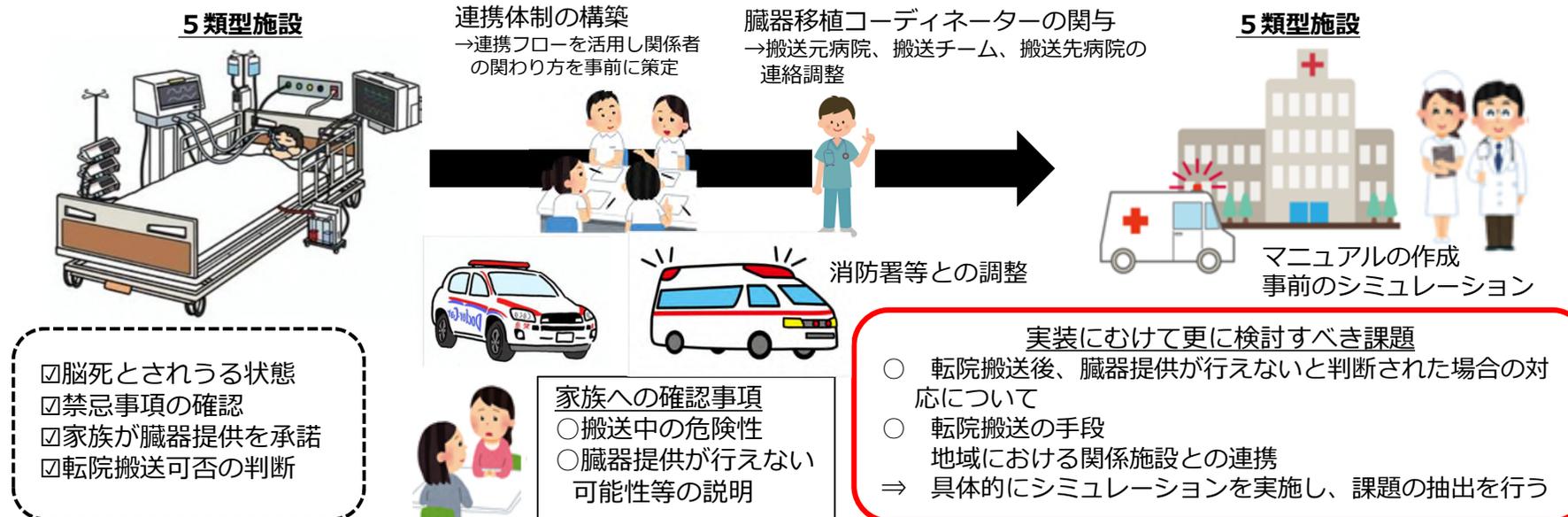
(15歳以上の知的障害者等に関しては引き続き検討)

# 「脳死判定目的の転院搬送に関する作業班」の概要

令和2年に実施された脳死下臓器提供の現状に関わる意識調査（日本救急医学会調査）では、脳死判定・脳死下臓器提供を目的とした患者の転院搬送に関して5割以上の施設が希望すると回答していた。また、救急搬送された施設が脳死下臓器提供を実施できない施設であったため、脳死下臓器提供の意思がかなわなかったという事例が生じている。これらを踏まえ臓器移植委員会での議論の結果、転院搬送に関する運用を進めるに当たって各学会から推薦された班員等で構成する「脳死判定目的の転院搬送に関する作業班」において、留意点や課題の提示とそれに対する対策について十分な議論を行うべきとされた。

## 作業班による検討結果

- 5類型施設で脳死判定等が実施できない場合、脳死下臓器提供の体制の整備及び法的脳死判定等に必要な人材の派遣等の取組を前提とする。
  - その上で、当該施設が脳死判定・脳死下臓器提供を行うことができないやむを得ない事情がある場合に限り、転院搬送を検討することとする。なお、対象は転院搬送元も転院搬送先も5類型施設（※）とする。
- ※ 大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設のいずれかの施設
- あらかじめ連携体制を構築した施設間のみの搬送とし、地域の実情に合わせた転院搬送に関するマニュアルの作成や、事前のシミュレーションを行うこととする。



# 臓器提供体制【国庫補助事業①】

院内体制整備事業 令和5年度予算案 106百万円（令和4年度：106百万円）

各医療機関の状況に応じて、院内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療機関との連携の下で院内コーディネーター設置や院内マニュアルの作成、実際の臓器提供を想定したシミュレーションや院内研修の実施や院外研修への参加、患者家族の臓器提供に関する意思の把握など、臓器提供に関する院内体制を整備する。

## 実施施設の要件及び実施内容

### 【実施施設の要件】

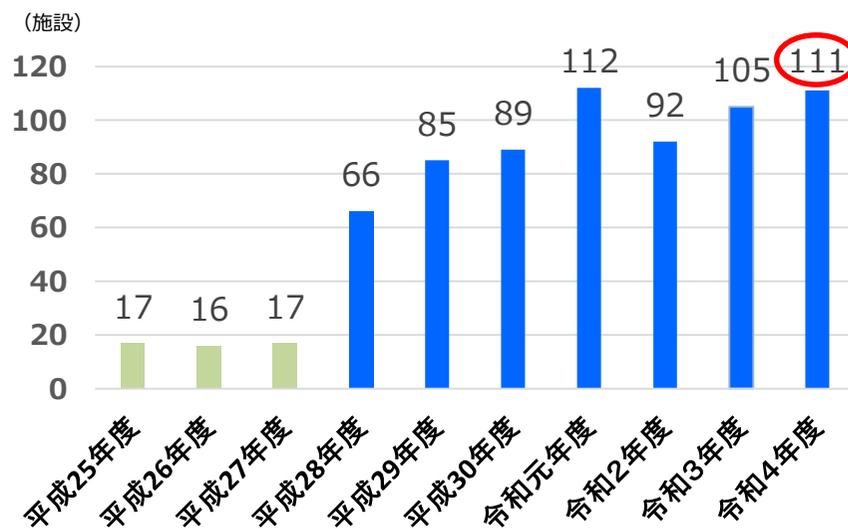
- ・ 5類型に該当する施設
- ・ 施設の方針として体制を整備することが合意されていること

### 【実施内容】

- ◎基礎事業
  - ・ 臓器提供に関する委員会・会議の開催
  - ・ 院内マニュアルの作成・見直し
- ◎研修事業
  - ・ 院内研修会の開催
  - ・ JOTが主催する各種研修会への職員派遣
  - ・ 各種学会との共催セミナーへの職員派遣
- ◎臓器提供に関するシミュレーションの実施

申請プラン	対象施設の状況	申請施設数 (令和4年度)
プランA	・ 提供経験なし ・ 新たに体制整備実施	12
プランB	・ 提供経験問わず ・ 施設体制あり ・ 円滑対応強化	51
プランC	・ 提供経験あり ・ 体制維持、臓器提供の情報 ・ 提供に関する体制強化	48

## 事業実施施設数の推移



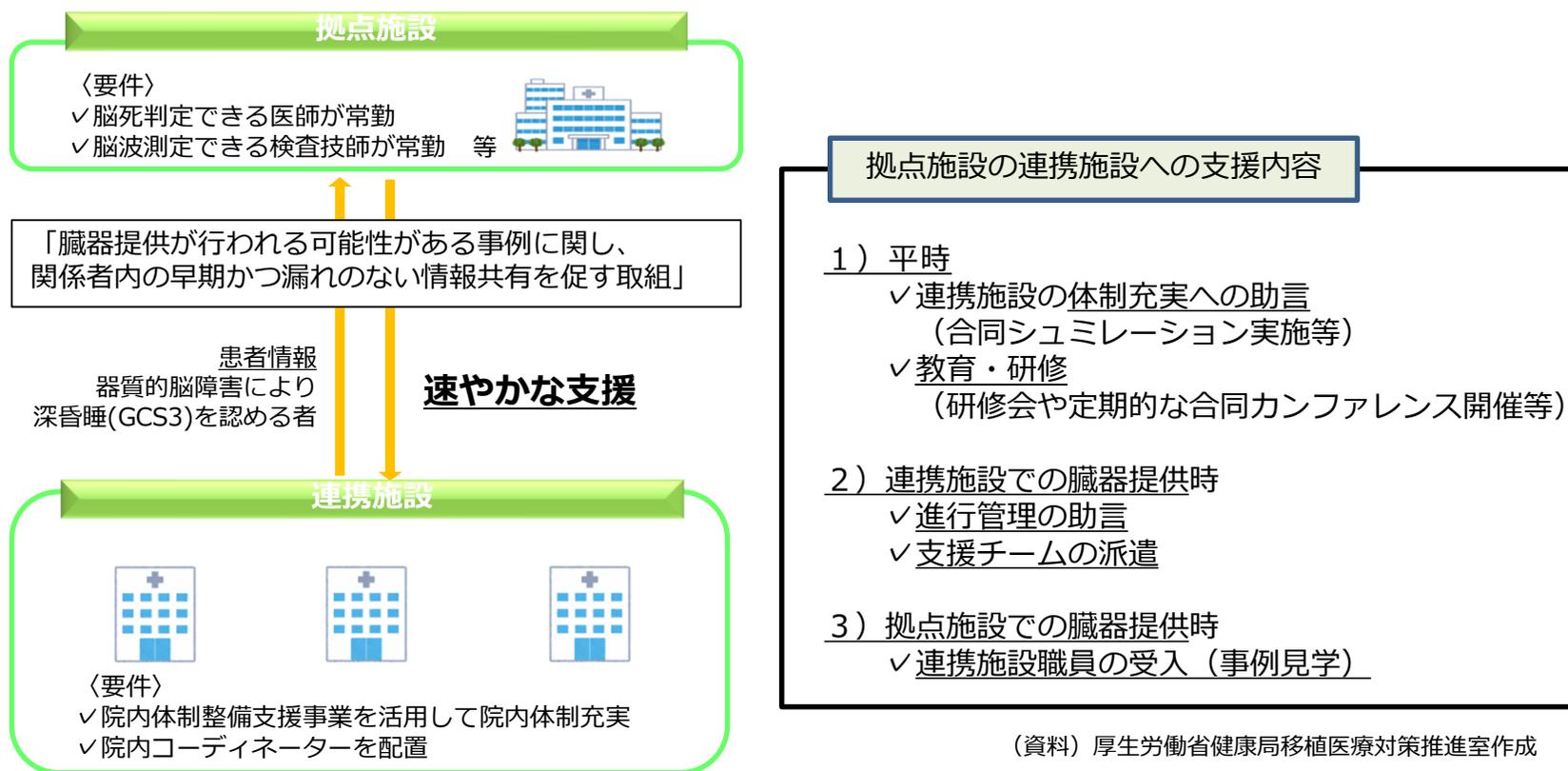
(資料) (公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

# 臓器提供体制【国庫補助事業②】

## 臓器提供施設連携体制構築事業 令和5年度予算案 98百万円（令和4年度：93百万円）

脳死下及び心停止後臓器提供の経験が豊富な施設（拠点施設）から、臓器提供の経験が少ない施設（連携施設）等に対して、臓器提供時の情報提供や脳死判定等の実際、また人員配置やマニュアル作成のノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時に医師や検査技師等が応援に駆けつける等の支援を行う。

### 実施内容



# 臓器提供体制【国庫補助事業②】

## 臓器提供施設連携体制構築事業

拠点施設は年々増加し、令和4年度は13都道府県で14施設が拠点施設として活動しているが、地域間の偏在がある。

拠点施設数：令和元年度 8施設

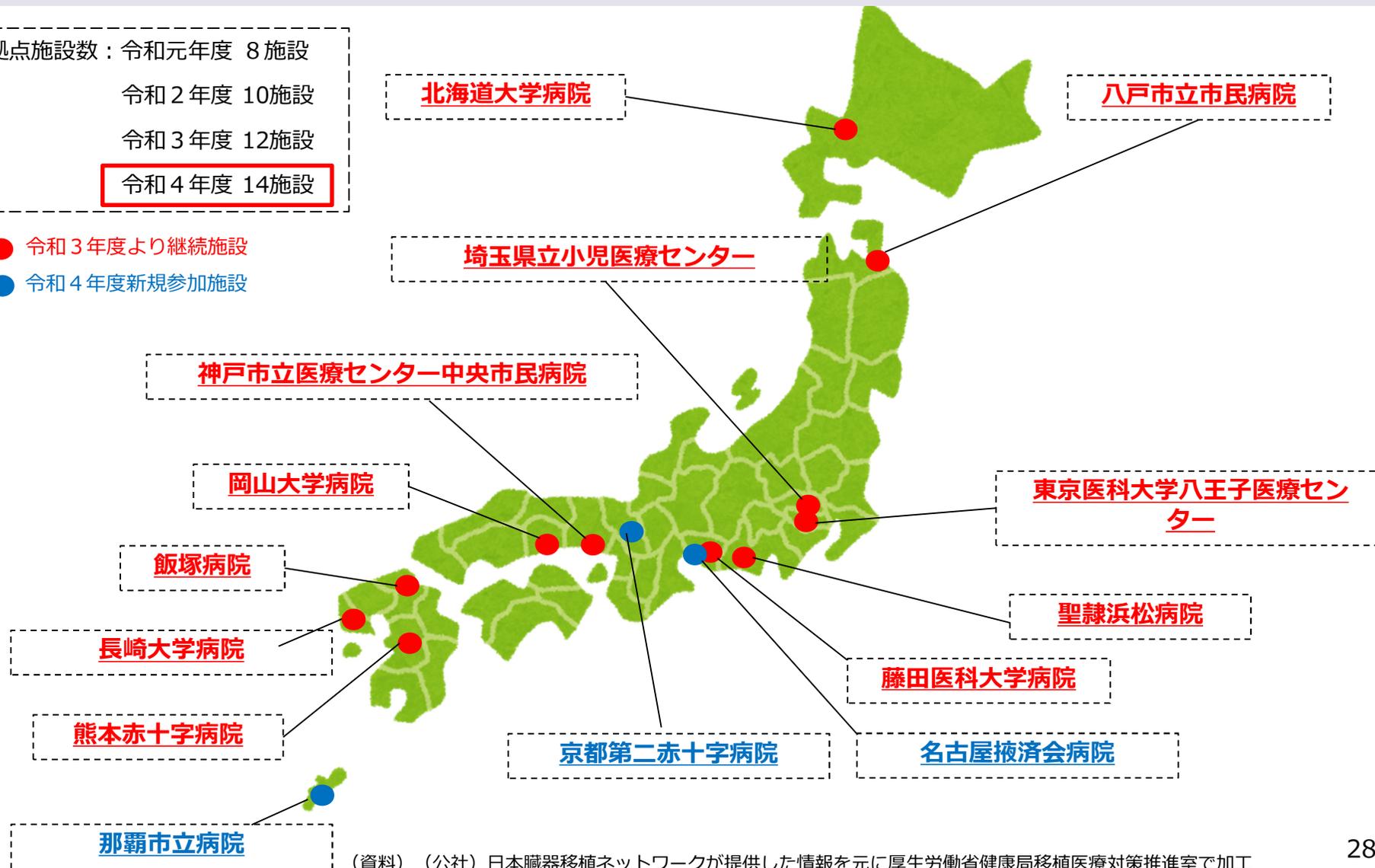
令和2年度 10施設

令和3年度 12施設

令和4年度 14施設

● 令和3年度より継続施設

● 令和4年度新規参加施設

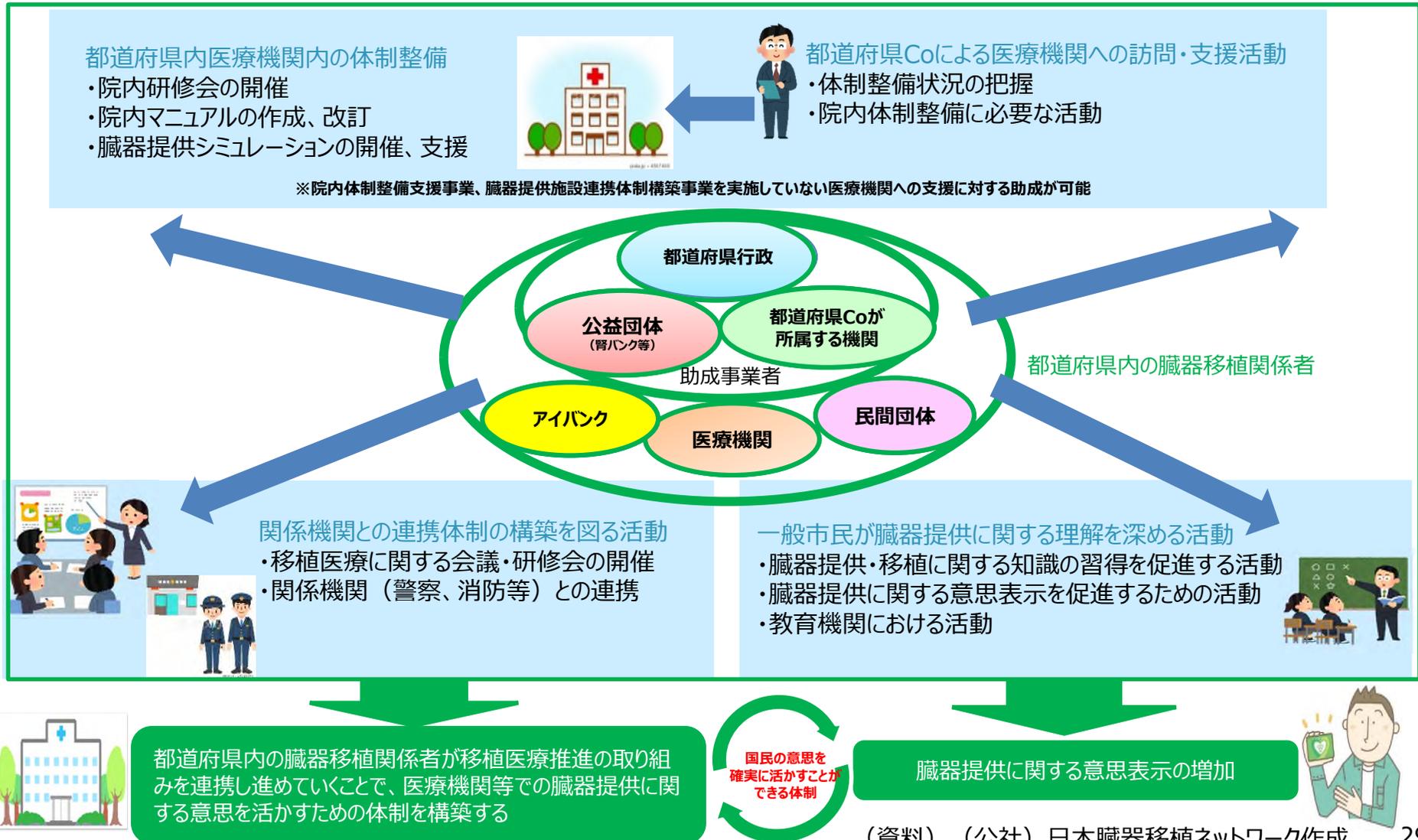


(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

# 臓器提供体制【国庫補助事業③】

都道府県支援事業 令和5年度予算案 50百万円（令和4年度：50百万円）

臓器移植に関するあっせん業務や臓器提供に関する国民の意思を活かすため、都道府県内の臓器移植関係者が連携し、院内体制の整備、教育・研修活動や啓発活動等を実施する事業。



## 臓器移植体制 臓器移植施設の現状

令和4年3月末時点の移植実施施設選定状況は、心臓移植11施設、肺移植11施設（心肺同時移植のみを実施する施設を含む）、肝臓移植25施設、膵臓移植19施設、腎臓移植124施設、小腸移植13施設である。

● 心臓移植

● 肺移植

● 肝臓移植

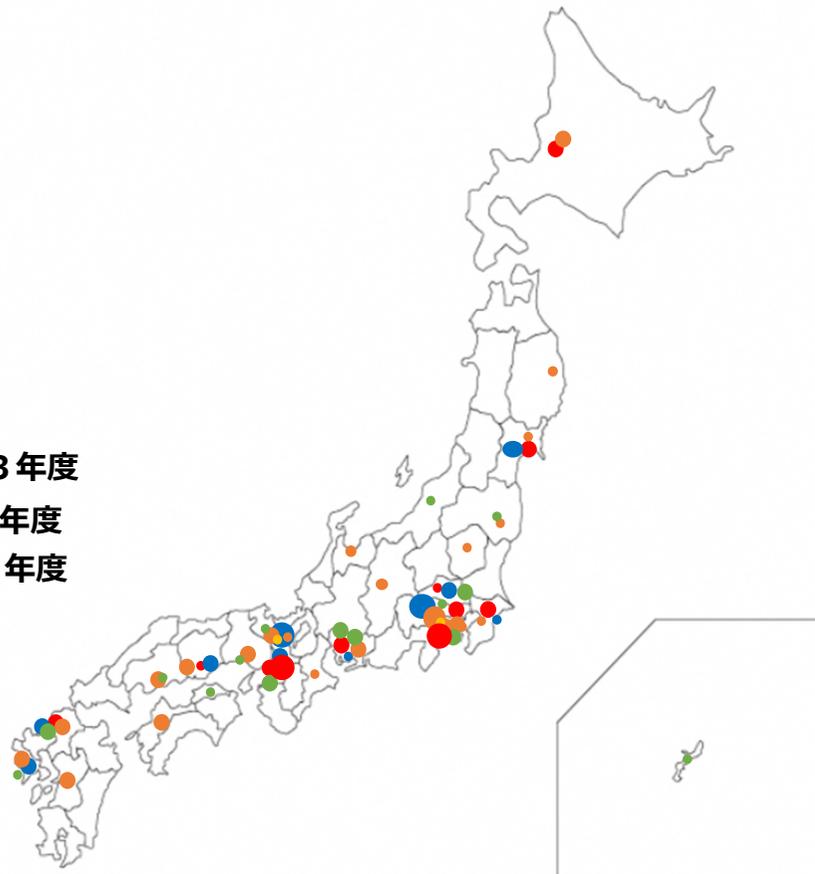
● 膵臓移植

● 小腸移植

● 11例/以上令和3年度

● 2-10例/令和3年度

● 1例/以下令和3年度



地域	腎移植施設数
北海道・東北	16
南関東 (東京、神奈川、 千葉)	20
北関東	10
甲信越	4
東海・北陸	20
近畿	17
中国・四国	17
九州・沖縄	20

# あっせんの体制について

## 臓器移植法（抄）

（業として行う臓器のあっせんの許可）

第12条 業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのアっせんをしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、臓器の別ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

## 臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（抄）（ ）内は厚生労働省健康局移植医療対策推進室にて追記

第6 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項

2 コーディネーター（家族への説明、家族の範囲確認、本人意思（拒否意思含む）の把握、任意性担保）

## 臓器移植対策事業実施要綱（平成15年健発0609002号健康局長通知）（抄）

- ・臓器のあっせんが、公平、公正、適切かつ安定的に行われるよう、コーディネーター等の人員の確保等を行う
- ・コーディネーターの設置、要件提示（経験年数、研修試験必須）

### ○移植コーディネーターの種類

提供施設



#### 院内コーディネーター

提供施設に所属し、院内での臓器提供時、関係部署との連携体制の確保など円滑に進むような調整を行う。



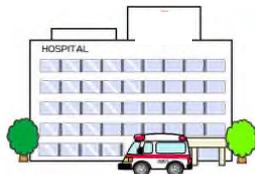
（公社）日本臓器移植ネットワーク

#### 臓器移植コーディネーター

移植施設や臓器提供側の医療機関とも独立した立場で、臓器移植に係わる情報の収集、ドナーの家族に対する臓器提供についての説明等の実施とともに、適正なレシピエントの選択、臓器の搬送等の一連の臓器移植に関わる業務を行う。

- ・JOTコーディネーター（27名）
- ・都道府県移植コーディネーター（JOT理事長により臓器のあっせんの一部を委嘱）（59名）

移植施設



#### レシピエント移植コーディネーター

日本移植学会を中心とする移植関連の学会・研究会による認定制度。移植実施施設に所属、臓器移植の全過程において移植医療チーム内外を円滑に調整し、医療チームと患者・家族の間に立って両者の支援を行う。

（資料）  
（公社）日本臓器移植ネットワーク作成

# V 国民への普及啓発

# 国民への普及啓発について（1）

## （1） 年間を通じた取組

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、  
次のような取組を実施。

- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、配布
- 免許センターでの意思表示に関する動画の上映、リーフレットの配布



中学生向けパンフレット



リーフレット

## （2） 臓器移植普及推進月間（毎年10月）の取組

- 「グリーンリボンキャンペーン」の実施
  - ・全国各地の著明なランドマーク・建物をグリーンにライトアップ（令和4年度は44都道府県の160箇所にて実施）
  - ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示（令和4年10月14日(金)～20日(木)）
- 臓器移植推進国民大会の開催
  - ・令和4年10月29日（土）北海道で開催
  - ・令和5年度は広島県で開催予定



## （3） 臓器移植に関する教育の展開

- 授業実例集の作成 : 各学校や各教諭が行っている授業の実例集、またその活用法についての解説書を作成
- 研究会・セミナーの開催 : 事例集等の学校での活用法に関する研究会やセミナーを定期的で開催

## 国民への普及啓発について（２）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
国民一般向け	<p>【①リーフレット配布及び記載方法の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臓器提供意思表示カード（H9～）：市区町村役場の窓口、保健所、年金事務所、公共職業安定所等</li> <li>・被保険者証（H11～）：医療保険関係機関</li> <li>・運転免許証（H11～）：運転免許試験場、警察署</li> <li>・マイナンバーカード（H27～）：市区町村等</li> </ul>										
	<p>【②テレビ・ラジオ・CM等の公共広告の実施（H11～）】</p>										
	<p>【③インターネットによる適切な情報提供（H11～）及び意思登録（H18～）の促進】</p>										
	<p>【④SNSの展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTube（H23～）、Facebook（H26～）</li> </ul>										
	<p>【⑤グリーンリボン関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンリボンキャンペーン（H16～）：関連団体及び支援企業による取組 （公開対談イベント、音楽ライブイベント、移植経験者や提供者家族等の映像コンテンツやweb記事）</li> <li>・グリーンライトアップ（H26～）：東京タワー、レインボーブリッジ、太陽の塔、名古屋テレビ塔、福岡タワー 等</li> <li>・グリーンリボンランニングフェスティバル（H18～）：移植経験者等と思いを共有するランニングイベント</li> </ul>										

（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが作成したものを厚生労働省健康局移植医療対策推進室で加工

# 国民への普及啓発について（3）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----

若年層向け

【①パンフレット・リーフレット】  
 ・小学生向け：子どもリーフレット（H12～）  
 ・中学生向け：（中学生以上）「いのちの贈りもの」（H16～）  
 （中学2年生向け）教育用普及啓発パンフレット（H24～）

【②出前授業、訪問学習の実施（H10～）】

【③イベント】  
 ・授業実施支援のための教育者向けセミナーの開催（H24～）  
 ・親子向けイベント「子ども見学Day」（H18～）

【④情報提供】  
 ・小学生・中学生向けホームページ「キッズサイト」による情報提供（H22～）  
 ・動画等を用いた普及啓発

# 国民への普及啓発について（４）

## ○ 教育の場を活用した普及啓発

### 厚生労働省の取組

#### ○臓器移植パンフレット

毎年、中学生向けに臓器移植パンフレット「いのちの贈りもの」を配布し、臓器提供の意思表示ができる年齢に近づいた段階で臓器移植について知ってもらう。



### (公社) 日本臓器移植ネットワークなどの取組

#### ○いのちの教育

命の尊さを学び、子どもの自己肯定感を高めることが重要であり、「いのちの教育」を積極的に取り組むことが求められている。JOTでは、学生への教育にも取り組んでおり、臓器移植を題材とした「いのちの教育」を様々な方面から支援している。

#### ○教育者向けセミナー

JOTでは、臓器移植を題材とした「いのちの教育」の実践などを通じて、子どもたちが生きる上での多様な価値観を育み、自己の生き方を深めていく教育や実践のあり方について提案し、共に考えを深めるセミナーを開催している。



#### ○教育者向けリーフレット配布

厚生労働省から毎年配布される臓器移植パンフレット「いのちの贈りもの」を利用し、生徒と共に命を考える授業を展開するための解説書。教育者人数分を送付している。





## VI ドナー家族支援の体制等

# ドナー家族に対する支援業務の概要

症例発生時



## 意思決定支援

- ・本人意思の確認
- ・家族の代理意思決定の任意性の確認
- ・「家族の総意」に対するプロセス支援
- ・倫理的視点に基づいた支援の実践と記録

## 心理・社会的サポート

- ・提供後の家族訪問、電話相談
- ・サンクスレターの橋渡し
- ・「ドナー家族のための集い」の開催
- ・「みどりのカフェ」の開催

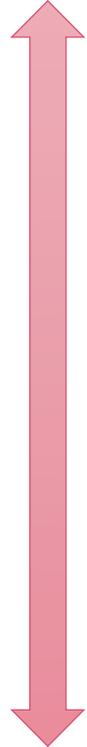
## 長期フォローアップ

- ・レシピエントの術後経過追跡と記録
- ・家族への経過報告と環境確認
- ・意識調査の実施と分析
- ・社会的資源(自死遺族支援等)との連携

## 基盤整備

- ・事例カンファレンスの定期開催
- ・提供事例のフォーカスシートの記録保存
- ・サマリーの作成、自己評価による検証
- ・第3者委員会によるあっせん事例評価

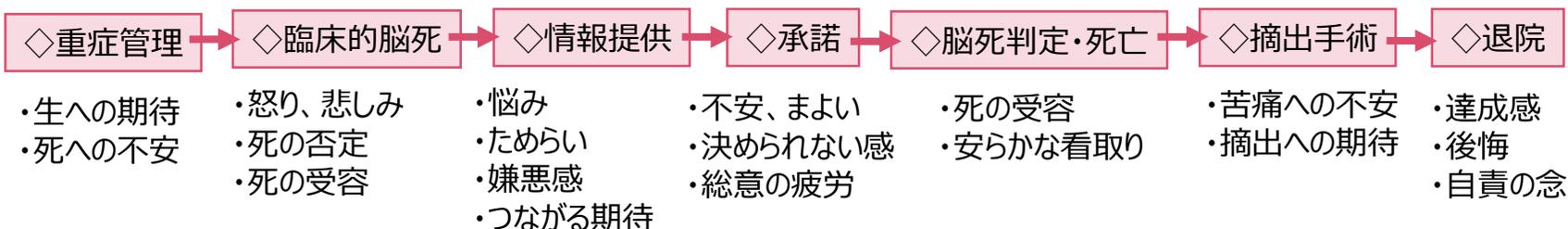
通常業務



# ドナー家族支援の体制（（公社）日本臓器移植ネットワークの取組）

## ① 脳死下臓器提供時における家族の一般的心理プロセスと段階別家族支援

### <家族の一般的心理プロセス>



※家族の心情は段階的に変化するものではなく、時に交差し、時に重なりあう

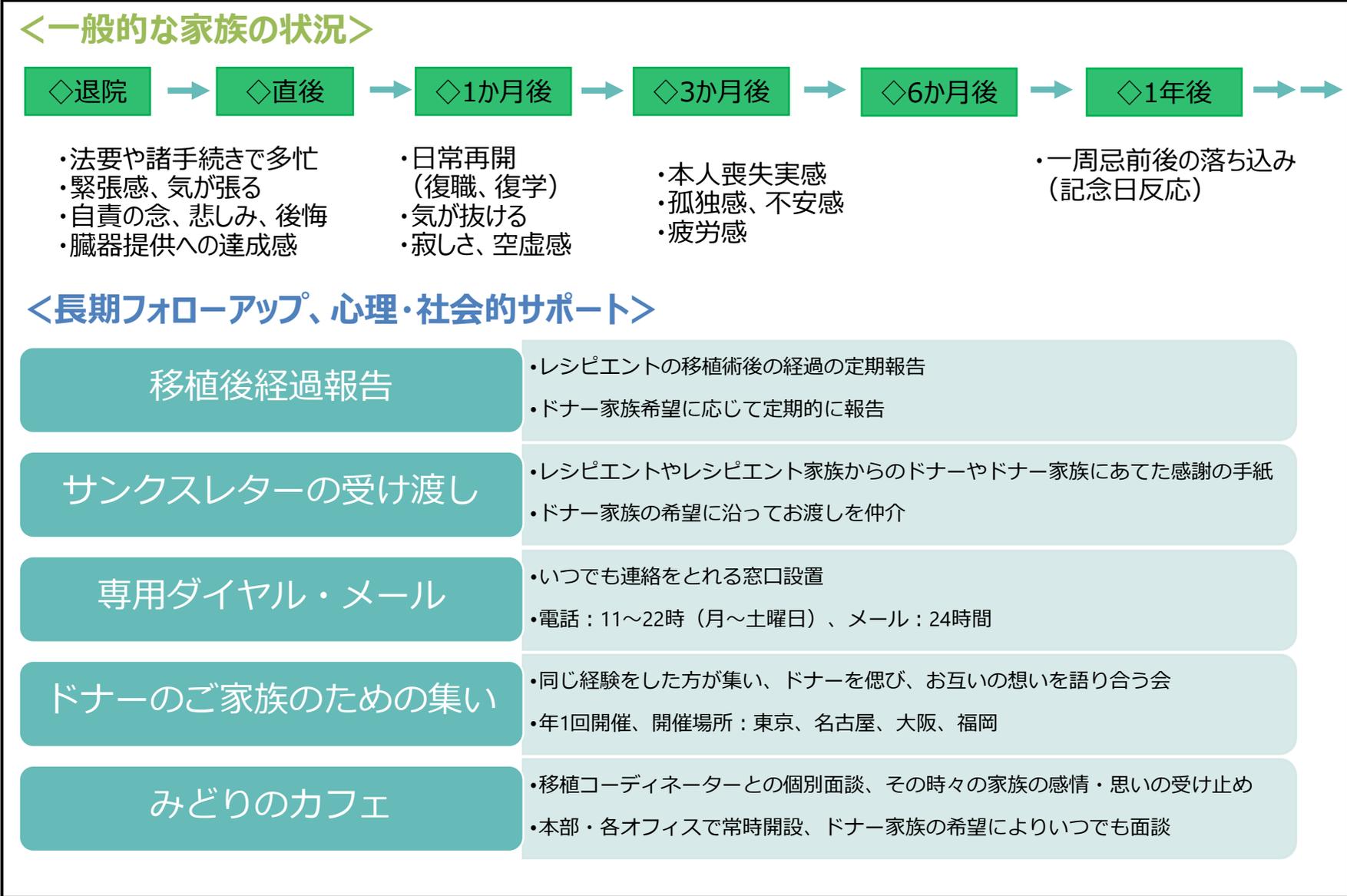
### <家族支援>



医師、看護師、院内コーディネーター、臨床心理士等と移植コーディネーターと連携対応

# ドナー家族支援の体制（（公社）日本臓器移植ネットワークの取組）

## ② 臓器提供後におけるドナー家族の長期フォローアップ



（資料）2017～2019年に（公社）日本臓器移植ネットワーク提供施設委員会ドナー家族ケア部会で整理

# VII 研究事業

# 令和4年度厚生労働科学研究

臓器移植の「4つの権利（臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、臓器移植を受ける権利、臓器移植を受けない権利）」を十分に尊重しつつ、臓器移植の普及啓発、臓器摘出体制/移植手術体制等を整備していくための研究を遂行している。

	～R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
普及啓発		「行動科学を基盤とした科学的根拠に基づく臓器・組織移植啓発モデルの構築に関する研究：瓜生原葉子（同志社大学教授）」		
臓器提供施設・連携体制		「脳死下、心停止後の臓器・組織提供における効率的な連携体制の構築に資する研究：横田裕行（日本体育大学教授）」		
小児臓器提供		「小児からの臓器提供にかかる基盤整備と普及・教育システムの開発に関する研究：荒木尚（埼玉医科大学教授）」		
心停止後臓器提供		「心停止後臓器提供数の減少への効果的な対策に資する研究：湯沢賢治（国立病院機構水戸医療センター部長）」		
脳死判定		「現在の脳死判定基準で脳死判定が困難な事例における脳死判定代替法の確立に向けた研究：横田裕行（日本体育大学教授）」		
移植施設体制		「臓器移植のサステナビリティ向上のための課題解決研究：江口晋（長崎大学教授）」		

(資料) 厚生労働省健康局移植医療対策推進室作成

# (参考) これまでの厚生労働科学研究班における成果の例

## 研究成果の概要

### ①臓器提供ハンドブック

臓器提供のプロセスにおいて、患者が搬送された時点から、臓器提供終了後の対応まで、患者・家族のサポート、脳死判定や摘出手術準備の実際等、臓器提供の経験がない医療者・施設にとってわかりやすい、臨床の現場に即した網羅的な解説書を作成した。  
同解説書を基にハンドブック作成。  
(令和元年10月、厚労科研 横田班)



### ③中学の道徳「生命の尊さ」の授業実施の支援ツールのホームページ公開

授業支援ツールとして、臓器移植に関する資料の公開、模擬講義として、実際の授業の動画を公開した。  
(令和2年度、厚労科研 荒木班)



<https://www.seimeisonchou.com/>

### ②臓器提供マニュアル

5 類型施設において自施設スタッフのみでドナー管理・評価、摘出手術を実施できることを可能とする以下のマニュアルを作成

- ・臓器提供時のドナー評価・管理マニュアル
- ・臓器提供手術時の術中管理マニュアル
- ・家族サポート体制に関するマニュアル

(令和2年度、厚労科研 嶋津班)

### ④臓器移植抗体陽性診療ガイドライン



臓器移植における既存抗体陽性例に対する脱感作療法、抗体関連拒絶反応に対する治療の実態調査を行い、抗体関連拒絶反応に関連するB細胞の抑制につながる薬剤（リツキシマブ）に関する臨床研究を実施。  
実態調査に基づき、診療ガイドラインを出版。

(平成30年10月、AMED 江川班)